

〔研究ノート〕

吳訥撰『祥刑要覽』所載『棠陰比事』について

佐 立 治 人

目 次

- 一 吳訥が再編した『棠陰比事』
- 二 第一話「漢武明繼」
- 三 第二話「李傑買棺」
- 四 第三話「戴諍異罰」
- 五 第四話「曹駁坐妻」
- 六 第五話「宗元守辜」
- 七 第七十九話「虔儆鄧賢」
- 八 第八十話「孝肅杖吏」

吳訥撰『祥刑要覽』所載『棠陰比事』について

一（二二八八）

## 一 呉訥が再編した『棠陰比事』

江戸時代の日本で刊行された『祥刑要覧』の諸本には欠けているけれども、呉訥が編集したものと『棠陰比事』は、呉訥が再編した『棠陰比事』が附載されていた。呉訥が編集したものと形の『祥刑要覧』は現存しないが、呉訥が再編した『棠陰比事』は、東洋文庫所蔵の呉訥編・陳察増補『重刊祥刑要覧』の卷三に「刪正桂氏棠陰比事」と題して収められている。『学海類編』所収『棠陰比事原編』は、呉訥が再編した『棠陰比事』を何者かが『祥刑要覧』から抜き出して作ったものである。また、『四庫全書』所収、桂萬榮撰・呉訥刪補『棠陰比事』も、呉訥が再編した『棠陰比事』を何者かが『祥刑要覧』から独立させたものである（拙稿『棠陰比事原編』『棠陰比事続編』『棠陰比事補編』と呼ばれる裁判逸話集について『法史学研究会会報』第十二号掲載）。『学海類編』所収『棠陰比事原編』も『四庫全書』所収『棠陰比事』も、『重刊祥刑要覧』所収の呉訥が再編した『棠陰比事』の字句の校正に用いることができる。

桂萬榮の『棠陰比事』は、和凝・和嶮父子の『疑獄集』の全六十七話、及び鄭克の『折獄龜鑑』の全三百八十二話（『疑獄集』の六十七話を全て含む。）の中から、二話ずつ組み合わせながら、百四十四話を選び出し、各話に四字の標題をつけ、組み合わせた二話の標題が対になるようにし、対にした二つの標題を一聯と数え、並んだ奇数聯と偶数聯とが脚韻を踏むようにしたものである。呉訥は『棠陰比事』の百四十四話の中から八十話を選び出し、罪が重い話から軽い話へと並べ変えた。『重刊祥刑要覧』の「目錄」に掲げられている、呉訥が選んだ八十話の標題は次の通りである（括弧内は桂萬榮編『棠陰比事』での順番）。

- 1 「漢武明繼」(122)、2 「李傑買棺」(27)、3 「戴諍異罰」(123)、4 「曹駿坐妻」(117)、5 「宗元守辜」(21)、6 「杜亞疑酒」(120)、7 「張昇窺井」(103)、8 「歐陽左手」(9)、9 「錢推求奴」(2)、10 「向相訪賊」(1)、11 「程琳炷竈」(13)、12 「強至油幕」(14)、13 「程戡仇門」(55)、14 「莊遵疑哭」(32)、15 「妾吏酖宋」(15)、16 「王素毒郭」(16)、17 「呂婦斷腕」(45)、18 「從事函首」(127)、19 「裴均釋夫」(4)、20 「曹據明婦」(3)、21 「崇龜認刀」(139)、22 「魏壽證死」(22)、23 「張拳猪灰」(36)、24 「王璩故紙」(72)、25 「李公驗櫛」(77)、26 「王臻辨葛」(78)、27 「穎知子盜」(79)、28 「孫料兄殺」(80)、29 「乖崖察額」(128)、30 「胡質集鄰」(63)、31 「孔察代盜」(138)、32 「朱詰賊民」(137)、33 「佐史誣妻」(34)、34 「思兢詐客」(33)、35 「江分表裏」(61)、36 「章辨朱墨」(62)、37 「南公塞鼻」(12)、38 「包鞞割舌」(46)、39 「蔣常覘媼」(65)、40 「張輅行穴」(48)、41 「薛向執買」(54)、42 「楊牧答巫」(53)、43 「郎簡校券」(90)、44 「文成貼書」(89)、45 「御史失狀」(97)、46 「少師辨印」(111)、47 「方偕主名」(93)、48 「至遠憶姓」(108)、49 「蘇請耐樞」(29)、50 「賈廢追服」(30)、51 「程簿旧錢」(71)、52 「孫甫春粟」(19)、53 「孫登比彈」(113)、54 「傅令鞭絲」(51)、55 「孫亮驗蜜」(119)、56 「司空省書」(132)、57 「商原詐服」(83)、58 「竇阻免喪」(84)、59 「次武各駭」(101)、60 「薛絹互爭」(85)、61 「季珪鷄豆」(35)、62 「宗裔卷袖」(59)、63 「彥超虛盜」(17)、64 「道讓詐囚」(18)、65 「裴命急吐」(40)、66 「柳設榜牒」(135)、67 「張鷟搜鞍」(14)、68 「濟美鈎篋」(142)、69 「袁滋鑄金」(69)、70 「孫宝秤鱖」(70)、71 「崔黯搜帑」(47)、72 「楊津獲絹」(26)、73 「韋臯劾財」(133)、74 「元膺擒輦」(74)、75 「劉相鄰証」(67)、76 「韓參乳医」(68)、77 「柳兔瘖奴」(75)、78 「王扣狂媼」(76)、79 「虔劾鄧賢」(100)、80 「孝肅杖吏」(91)

『重刊祥刑要覽』の「目録」には、呉訥刪正『棠陰比事』の八十話の標題に続いて、次のような呉訥の跋文が掲載されている。

【和訳】

右は『棠陰比事』の標題です。桂氏の『棠陰比事』から選び取った話です。桂氏が集めた話は合計百四十四話あります。私は若い時に『棠陰比事』を手に入れて読みました。それが徒らに、標題が韻をふむことや二話を組み合わせることに拘って、各話の順序に意味がないことを残念に思い、『棠陰比事』を改訂しようと思ったのですが、時間がありませんでした。その後、才能が乏しいにもかかわらず御史台官に任じられました。自分が関わったあらゆる裁判に対して、慎重な心構えで臨みました。けれども、知識が広くないので、つねに自分をはずかしく思っていました。その後、退官して故郷に帰り、時間ができました。たまたま、古い箱から、昔読んだ『棠陰比事』が見つかりました。そこで、子供らに命じて書き写させました。模範にすることができない話、及び内容が似て重複する話は悉く削除しました。残した話は八十話となりました。各話の順序を変えて、罪が重い裁判の話から軽い裁判の話の順に並べました。各話の標題と文章とは元のままにしました。話の内容に誤りがあるものは、少し誤りを正しました。読む人が、ここに書かれている事実を知って、知識を増やすことができるようにしました。桂氏の『棠陰比事』は南宋の理宗（在位一二二四～一二六四）に読まれました。桂氏の原序を後ろに載せます。（原注。これは海虞（蘇州府常熟県の古称）の呉公の跋である。）

【原文】

右、棠陰比事標題、以桂氏本刪定者也。桂氏所輯、総一百四十四事。予、蚤歲、得而讀之。惜其徒拘声韻対偶而次序無義。欲訂之、未暇也。後承乏烏府、於凡刑獄、雖弗敢弗慎、然智識弗広、每自愧焉。邇來、謝事帰閑、偶於故櫝、得見其書、因命兕輩録出。凡事弗可為法、及相類復出者、悉為刪去。其存者、得題八十、別為序次、以刑獄輕重為先

後。標題文仍其旧。紀事舛僻者、稍為更正彙括。使読者得知其事而資智識也。桂氏之書、經宋理廟乙覽。原序載于後云。(原注。此係海虞吳公跋。)

この跋文は、吳訥が編集したものと『祥刑要覽』の目録に、『棠陰比事』の標題とともに掲載されていたものであらう。

「烏府に承乏す。」とある。「烏府」は御史台、明では都察院を指す。吳訥は南京都察院右僉都御史、南京都察院左副都御史を歴任した。

「紀事の舛僻する者は、やや更正彙括を為す。」とある。第五十一話「程簿旧錢」(桂万榮編『棠陰比事』の第七十一話)の後半部分が、桂万榮編『棠陰比事』の原文とは正反対の内容の文章に書き変えられている。

「桂氏の書、宋の理廟の乙覽を経たり。原序は後に載す。」とある。『棠陰比事』に附された桂万榮の序文は、嘉定四年(一一二一)のものと同端平元年(一一三四)のものとの二つがある。江戸時代の日本で刊行された『祥刑要覽』には、端平元年の序文しか掲載されていないが、吳訥が編集したものと『祥刑要覽』には二つとも掲載されていた(前稿「吳訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注(二)」序文篇、附二。『関西大学法学論集』第六十六卷第二号掲載)。「重刊祥刑要覽」では、卷三「刪正桂氏棠陰比事」の後ろに、「附録」として、桂万榮の二つの序文が掲載されている。端平元年の序文に「朕、嘗て、卿の編するところの棠陰比事を見て、卿の、訟を聴いて決すること、能く審克なるを知る。」という理宗の言葉が記されている。

『学海類編』所収『棠陰比事原編』の終わりに吳訥のこの跋文が掲載されている。その跋文では、最後の「桂氏之

書、経宋理廟乙覽。原序載于後云。」の箇所が「予補編統編、即附於後云。(予の補編・統編、即ち後に附す、と云う。)」となつてゐる。これは、『祥刑要覽』から、呉訥が再編した『棠陰比事』を抜き出して『棠陰比事原編』を作り、「善惡法戒」の部分抜き出して『棠陰比事統編』を作り、陳察が増補した『祥刑要覽』から増補部分を抜き出して『棠陰比事補編』を作つた者が、『原編』『統編』『補編』が『祥刑要覽』とは無関係の、独立した呉訥の真作であると見せかけるために書き変えたものである(前掲「棠陰比事原編」「棠陰比事統編」「棠陰比事補編」と呼ばれる裁判逸話集について)。

現在伝わつてゐる桂万栄の『棠陰比事』は、桂万栄が編集した原本の形に近いと考えられる宋刊本系統本(『四明叢書』所収本、『四部叢刊統編』所収本)と、元の田沢が、『棠陰比事』の各話に『折獄龜鑑』の鄭克の按語を加え、各話の文章を『折獄龜鑑』の文章に戻して出版した元刊本を継承する刊本(江戸時代の日本で刊行された古活字本、青藜閣刊行本)との二種類がある(波多野太郎「棠陰比事の諸本について」『横浜大学論叢』第二巻第三号掲載、昭和二十五年)。呉訥が讀んだ『棠陰比事』が宋刊本、もしくは宋刊本を継承した本であることは、『重刊祥刑要覽』所収の呉訥が再編した『棠陰比事』の文章と、宋刊本系統本『棠陰比事』の文章と、田沢が出版した元刊本を継承する青藜閣刊行『棠陰比事』の文章とを比べて見ることによって知られる。

『棠陰比事』全百四十四話の和訳は、田沢本を継承する江戸時代の日本で刊行された『棠陰比事』を和訳した駒田信二訳『棠陰比事』(岩波文庫、一九八五年)が既にあり、宋刊本系統本『棠陰比事』と田沢本を継承する『棠陰比事』とは内容には違いがないので、宋刊本、もしくは宋刊本を継承した『棠陰比事』を呉訥が再編した『棠陰比事』の全八十話を、ここで和訳する必要はない。ただ、第一話「漢武明継」、第二話「李傑買棺」、第三話「戴諍異罰」、

第四話「曹駿坐妻」、第五話「宗元守辜」、第七十九話「虔儻鄧賢」、第八十話「孝肅杖吏」は、呉訥が按語を附しているので、次節以下で、『重刊祥刑要覽』卷三に掲げられているこれらの話を、呉訥の按語と合わせて和訳する。

## 二 第一話「漢武明繼」

『重刊祥刑要覽』卷三に収められている呉訥が再編した『棠陰比事』の第一話「漢武明繼」は、桂万榮編『棠陰比事』の第一二二話に当たり、桂万榮が鄭克の『折獄龜鑑』から選び出した話であり、鄭克が『通典』卷一六六、刑法四、雜議上から採録した話である。

### 【和訳】

漢の景帝（在位前一五七〜前一四一）の時、廷尉（最高裁判官）が次のような意見を皇帝にたてまつりました。「防年という名の囚人は、継母の陳氏が防年の父を殺したので、陳氏を殺しました。律に依りますと、子が母を殺したときは、大逆罪とみなします。」と。景帝はこの意見を疑いました。武帝は、その時十二歳で、太子として景帝の傍らにいました。景帝がとうとう武帝に意見を求めますと、武帝は次のように答えました。「そもそも「継母は母の如し。」（『儀礼』喪服）とありますから、継母が母に及ばないことは明らかです。父の妻であるという理由で、これを母になぞらえるのです。今、継母は無情にも、自分の手で防年の父を殺しました。継母が手を下した時に、母の恩が絶えたのです。防年が陳氏を殺した行為は、普通の殺人と同じ扱いにするべきであって、母殺しとして大逆罪を当てるべきではありません。」

【原文】

漢景帝時、廷尉上、囚有防年者、因繼母陳殺防年之父、防年即〔通典〕卷一六六、桂万榮編『棠陰比事』の諸本、『折獄龜鑑』卷四、『棠陰比事原編』、『四庫全書』所収『棠陰比事』は「即」を「因」に作る。殺陳。依律、以子殺母、大逆不孝論。帝疑之。武帝、時年十二、為太子、在帝之側。帝遂問之。武帝対曰、夫繼母如母。明不及母。縁父之故、比之於母。今、繼母無狀、手殺其父。方其下手之日、母恩絶矣。宜与殺人同。不宜以大逆不孝論。

「依律、以子殺母、大逆不孝論。」「不宜以大逆不孝論。」とあるが、『通典』卷一六六、『折獄龜鑑』卷四、桂万榮編『棠陰比事』の諸本、『棠陰比事原編』、『四庫全書』所収『棠陰比事』には全て、「不孝」の二字がない。「不孝」の語を抜いて訳した。

この話に呉訥は次のような按語を附している。

【和訳】

謹んで考えますと、『大明律』に「繼母が自分の父を殺したときは、繼母を告訴することをゆるす。「干名犯義」の罪に入れない。」と定められています。今、漢の史書が記すところを読みますと、「防年は、繼母が自分の父を殺したので、繼母を殺した。この行為は、普通の殺人と同じ扱いにするべきであつて、大逆罪を当てるべきではない。」とあります。私がいいますに、これは実に倫理の例外です。もし、普通の殺人になぞらえるのであれば、故らに人を殺す者は斬刑に処します（明律、刑律、人命、鬪毆及故殺人条）。もし、父母が人に殺されて、子孫が勝手に犯人を殺



す行為になぞらえるのであれば、それを行った者は杖六十を科され、即時に殺したときは無罪となります（明律、刑律、鬪毆、父祖被毆条）。現在のすばらしい時代では、倫理がしっかりしていますから、もとよりこのような事件は起こらないでしょうが、万一、このような事件に出会いましたら、裁判官は、事実を的確に究明し、適用するべき条文を考えて奏請しなければなりません。

### 【原文】

謹按、大明律云、凡繼母殺其父、聽告。不在干名犯義之限。今觀漢史所云、防年有繼母殺其父、因而殺其繼母。宜与殺人者同。不宜以大逆不孝論。窃詳、此実倫理之變。若比殺常人、則故殺者、処斬。若比父母為人殺而子孫擅自殺行兇人者、杖六十。其即殺死者、勿論。盛世倫理脩明、固無此事。万一遇此、所司当体究的確、比擬奏請。

「大明律云う、凡て繼母、其の父を殺さば、告するを聽す。干名犯義の限りに在らず。」とある。洪武三十年（一三九七）に刊布された明律の刑律、訴訟、干名犯義条に、「凡て子孫、祖父母父母を告する（中略）者は杖一百・徒三年。」嫡母・繼母・慈母・所生母、其の父を殺さば、（中略）告するを聽す。干名犯義の限りに在らず。」と定められている。

「宜しく大逆不孝を以て論ずべからず。」とあるが、『棠陰比事原編』及び『四庫全書』所収『棠陰比事』には「不孝」の二字がない。ここでも「不孝」の語を抜いて訳した。

### 三 第二話「李傑買棺」

第二話「李傑買棺」は、桂万栄編『棠陰比事』の第二十七話に当たり、桂万栄が和凝・和巖父子の『疑獄集』及び鄭克の『折獄龜鑑』から選び出した話であり、『疑獄集』の編者が『大唐新語』卷四あるいは『太平広記』卷一七一から採録し、鄭克が『新唐書』卷一二八、李傑伝から採録した話である。

#### 【和訳】

唐の李傑が河南府（治所は現在の河南省洛陽市）の尹（長官）であった時のことです。ある寡婦が子を不孝の罪で告訴しました。李傑が事情を調べたところ、子は不孝を行う者ではありませんでした。そこで、李傑が寡婦に「あなたは夫を亡くして、ただ一子がいるだけです。今、あなたが告訴した不孝の罪は死刑に至ります。後悔することにならないでしょうか。」と言いました。寡婦は「私に従順ではない子です。どうして後悔するでしょうか。」と答えました。李傑は、「審理したところ、このような結果になりました。棺を買って来て、屍を持って帰って下さい。」と言って、部下に命じて様子を窺わせました。すると、寡婦は、一人の道士に「事が終わりました。」と言いました。ほどなく棺を運んで来ました。李傑はなお寡婦が後悔するのを期待しましたが、寡婦は堅く気持ちを变えませんでした。その時、道士は府庁の門外にいました。李傑が密かに捕えさせ、一度尋問しますと、道士は罪を認めて言いました。「私は寡婦と姦通関係にあります。いつも寡婦の子に制止されていますので、彼を除こうと思ったのです。」そこで、道士を杖殺し、寡婦が運んで来た棺に入れました。

## 【原文】

唐李傑、為河南尹。有寡婦、告子不孝。傑察其狀、非不孝者。乃謂曰、汝寡居、唯一子。今、罪至死。得無悔乎。婦曰、不順之子、寧復惜之。傑曰、審如是。可買棺來取屍。因使人覘之。乃謂一道士曰、事了矣。俄將棺至。傑尚冀其悔、而寡婦堅執如初。時道士在門外。密令擒之。一問承伏、曰、某与寡婦有私。常為忌制。故欲除之。乃杖殺道士〔四明叢書〕本、〔四部叢刊統編〕本『棠陰比事』は「道士」の後に「及婦卻」三字がある。）、以棺盛之。

李傑は、開元年間（七一三〜七四二）の初め、河南尹となった。開元六年（七一八）に歿した。『旧唐書』卷一〇〇、『新唐書』卷二二八に伝がある。

「寡婦有り、子の不孝を告す。」「罪、死に至る。」とある。唐開元二十五年律の名例律、十惡条「七曰、不孝。」の本注に「祖父母父母を告言・詛誑する（中略）を謂う。」とあり、鬪訟律、告祖父母父母条に「祖父母父母を告する者は絞。」、毆詈祖父母父母条に「祖父母父母を罵る者は絞。」と定められている。

「杖殺道士」とあるが、宋刊本系統本『棠陰比事』では「杖殺道士及婦」、青藜閣本『棠陰比事』、『太平広記』卷一七一、『大唐新語』卷四では「杖殺道士及寡婦」となっており、寡婦も杖殺されたことになっている。唐開元二十五年律の鬪訟律、告總麻卑幼条に「子孫（中略）を誣告する者は各々論ずる勿し。」と定められており、李傑が河南尹であった当時の律文も同じであったとすれば、子を不孝の罪で誣告した寡婦は無罪である。また、雜律、姦条に「姦する者は徒一年半。」と定められており、道士と姦通した寡婦の罪は徒一年半である。よって、寡婦が杖殺されるのはおかしい。吳訥は、そう考えて、「及婦」の文字を省いたのであろうか。『新唐書』卷二二八、李傑伝には「傑殺道

士、内于棺。』、『折獄龜鑑』卷五の李傑の項には「杖殺道士、納於棺。」とあり、寡婦を杖殺したとは記されていない。唐開元二十五年律の鬪訟律、誣告反坐条に「人を誣告する者は各々反坐す。(中略)(本注。反坐して罪を致すは、前人、罪に入るの法に準る。死に至りて、前人未だ決せざる者は、一等を減ずるを聽す。)、教令人告事虚条に「人を教令して告せしめ、事、虚にして応に反坐すべきは、(中略)皆、告者を以て首と為し、教令は従と為す。」、名例律、共犯罪本罪別条に「共に罪を犯して、本罪、別なる者は、相い因りて首従と為ると雖も、其の罪は各々本律の首従に依りて論ず。」と定められており、李傑が河南尹であった当時の律文も同じであつたとすれば、道士が寡婦を教令して子の死罪を誣告させた罪は、徒三年に当たる。すると、李傑が道士を杖殺した行為は過酷であると言わなければならない。

この話に呉訥は次のような按語を附している。

【和訳】

謹んで考えますと、『大明律』(刑律、訴訟、干名犯義条)に「父母が子孫を誣告したときは法律を適用しない。」と定められています。今、この話を見ますと、母と姦通相手の道士とが、その子を誣告することを計画し、死刑にしろらおうと思ひました。この場合、母が無罪ですので、教唆した道士に教唆の罪を科することができます。万一、このような事件に出会いましたら、「人を殺そうと計画して、すでに実行し、人を傷けなかつた者は、杖一百・徒三年。」(明律、刑律、人命、謀殺人条)の条文を適用することを奏請すべきです。

【原文】

謹按、大明律云、父母誣告子孫、勿論。今觀所載、母与所私道士、謀誣告其子、欲致於死。母勿論、則道士難科教唆之罪。万一遇此、当比依謀殺人、已行、未曾傷人者、杖一百徒三年、比擬奏請。

「母、論ずる勿ければ、則ち道士、教唆の罪を科し難し。」とある。明律、刑律、訴訟、教唆詞訟条に「詞訟を教唆し、(中略)情罪を増減して人を誣告せしむる者は、犯人と同罪。」と定められているから、寡婦を教唆して子を不孝の死罪で誣告させた道士は、明律の下では、寡婦が無罪であるので、誣告を教唆した罪については無罪なのである。そこで、呉訥は、道士の行為を、裁判を利用した計画殺人であるとみなして、謀殺人条を適用するべきであると考えたのである。

#### 四 第三話「戴諍異罰」

第三話「戴諍異罰」は、桂万栄編『棠陰比事』の第一二三話に当たり、桂万栄が鄭克の『折獄龜鑑』から選び出した話であり、鄭克が『新唐書』巻九十九、戴胄伝から採録した話である。

#### 【和訳】

唐の戴胄が大理少卿（大理寺の次官。死刑案件の審査を行う。）であった時のことです。太宗の皇后の兄で吏部尚書の長孫無忌が、太宗に召され、腰に刀を帯びたまま、東上閣門（太極殿の東門）に入りました。尚書右僕射（尚書六部を統理する。）の封德彝が、監門校尉は覺察できなかつたので死罪に当たり、無忌は刑を贖うことを許すべき

である、という意見を述べました。戴胄が言いました。「校尉と無忌とは罪が等しいです。臣子は君父に対して、誤ってしたことだという言い訳をすることができません。法律では、御薬、御膳、御幸の舟船を誤って正しい方法で作らなかつたときは、どれも死罪です。陛下が無忌の功績を考慮して、無忌の罪をお許しになるのはかまいません。しかし、もし無忌に贖刑を許して、校尉を死刑に処するならば、正しい刑と言うことはできません。」太宗は「法は天下の公です。朕はどうして親戚におもねることができましようか。」と言って、もう一度議論するよう詔を下しました。徳彝は自分の意見を変えませんでした。戴胄が反論して言いました。「校尉は無忌の犯行が原因で罪を招きました。法律では、無忌の刑を軽くするのであれば、校尉の刑も軽くしなければいけません。もし、二人とも皇帝に対して過誤を犯したと判断するのであれば、二人とも死罪であつて、校尉だけに死刑を科するべきではありません。」その結果、無忌と校尉とは二人とも死刑を免れました。

【原文】

唐戴胄、為大理少卿。時、長孫無忌、被召、不解佩刀、入東上閣（閣は「閣」の誤り。）。右僕射封徳彝論、監門校尉不覺察、罪死。無忌當贖。胄曰、校尉与無忌、罪均。臣子於君父、不得称誤。御湯藥、飲食、舟船、誤不如法、皆死。陛下、録無忌功、原之可也。若罰無忌、殺校尉、不可謂刑。帝曰、法為天下公。朕安得阿親戚。詔復議。徳彝固執。胄駁之曰、校尉緣無忌以致罪。法當從輕。若皆過誤、不当独死。由是、無忌与校尉、皆免死。

戴胄は『旧唐書』卷七十、『新唐書』卷九十九に伝がある。貞觀元年（六二七）に大理少卿に任じられ、その年のうちに尚書右丞に転じた。同七年（六三三）に歿した。

長孫無忌は唐の太宗の功臣。『旧唐書』卷六十五、『新唐書』卷一〇五に伝がある。『唐会要』卷三十九、議刑輕重に拠れば、長孫無忌が佩刀を解かずに東上閣門に入ったのは、武徳九年（六二六）九月八日である。唐開元二十五年律の衛禁律、闌入宮殿門及上閣条に「宮門に闌入すれば徒二年。（中略）上閣内に入る者は絞。若し仗（兵器の意味。佐立注）を持ち、及び御在所に至る者は斬。即し応に上閣内に入るべくして、但そ仗（警備兵を指す。佐立注）入らずして、寸刃を持って入る者も、亦た闌入を以て論ず。仗、入ると雖も、応に横刀を帶ぶべからずして、帯びて入る者は、二等を減ず（徒三年。佐立注）。」と定められている。

封德彝は、名は倫。德彝は字である。武徳九年七月に尚書右僕射に任じられ、貞觀元年六月に六十歳で歿した。『旧唐書』卷六十三、『新唐書』卷一〇〇に伝がある。

「御湯藥、飲食、舟船、誤ちて法の如くせざれば、皆、死。」とある。唐開元二十五年律の職制律、合和御藥有誤条に「御藥を合和して、誤ちて本方の如くせず、及び封題誤る者は、医は絞。」、造御膳有誤条に「御膳を造り、誤ちて食禁を犯す者は、主食は絞。」、御幸舟船有誤条に「御幸の舟船、誤りて牢固ならざる者は、工匠は絞。」と定められている。

「校尉は無忌に縁りて以て罪を致す。法、当に輕きに從うべし。」とある。唐開元二十五年律の名例律、犯罪共亡捕首条に「罪人に因りて以て罪を致し、（中略）若し罪人、自首し、及び恩に遇いて原減せらるる者も、亦た罪人原減せらるる法に準る。其れ応に加杖し、及び贖すべき者は、各々杖・贖の例に依る。」と定められている。

この話に呉訥は次のような按語を附している。

【和訳】

謹んで考えますと、『大明律』（名例律、犯罪共逃条）に「罪人に連累して罪を招いた者は、もし、その罪人が自首し、及び赦に遇つて原免され、あるいは特恩を蒙つて減罪され、收贖を許されたときは、その者もまた、罪人と同じように原免減等され、贖罪を許される。」と定められ、この条文の注に「罪人に連累して罪を招いたときは、皆、罪人と同じように全免減等され、收贖が許される、という意味である。」と記されています。今、唐の戴胄が長孫無忌と校尉とに対する処分について論争した記事を読みますと、我が明朝の律文は、戴胄の意見と同じ内容を備載しております。ああ、最高ですね。

【原文】

大明律云、若罪人自首告、及遇赦原免、或蒙特恩減罪收贖者、亦准罪人原免減等贖罪法。注云、謂因人連累、皆依罪人全免減等收贖。今觀唐戴胄所諍長孫無忌事、則我朝律文、已備載之矣。嗚呼、至哉。

五 第四話「曹駿坐妻」

第四話「曹駿坐妻」は、桂万栄編『棠陰比事』の第一一七話に当たり、桂万栄が鄭克の『折獄龜鑑』から選び出した話であり、鄭克が沈括の『夢溪筆談』の卷十一、官政から採録した話である。

【和訳】

内翰（翰林学士）の沈存中が次のように記しています。寿州（淮南西路に属する。治所は現在の安徽省鳳台县。）



で、ある人が妻の父母兄弟数人を殺しました。州の官司は、「不道」の罪を当て、妻と子とを縁坐させました。刑曹（刑部を指すとする説もあるが、提点刑獄公事を指すか。提点刑獄公事は一路の州県の裁判を監督する官。）が否定して言いました。「妻の父母を殴れば、ただちに妻と義絶になります（『宋刑統』戸婚律、妻無七出而出之条疏）。ましてや、妻の父母を謀殺したのですから、当然、妻と義絶になります。ですから、犯人の妻をそのまま縁坐させるべきではありません。」（呉訥の注。存中は宋の人。宋の人については、以後も、名前の上に「宋」字を書きません。）

### 【原文】

沈存中内翰云、寿州有人、殺妻之父母兄弟数口。州司以為不道、縁坐妻子。刑曹駁曰、殴妻之父母、即是義絶。況於謀殺。不当復坐其妻。（原注。存中、宋人。不書世代。後同。）

沈存中は、名は括、存中は字である。『宋史』卷三三二に伝がある。嘉祐八年（一〇六三）の進士。紹聖二年（一〇九五）に六十五歳で歿した（胡道静『夢溪筆談校証』下「沈括事蹟年表」世界書局、中華民国七十八年）。

「人有り、妻の父母兄弟数口を殺す。州司、以て不道と為し、妻子を縁坐せしむ。」とある。『宋刑統』名例律、十惡条「五に曰く、不道。」に附された本注に「一家の、死罪に非ざる三人を殺す（中略）を謂う。」とあり、賊盜律、殺一家三人及支解人条に「一家の、死罪に非ざる三人を殺し、及び人を支解する者は、皆斬。妻子は流二千里。」と定められている。

「妻の父母を殴るは、即ち是れ義絶なり。況んや謀殺に於てをや。当に復た其の妻を坐すべからず。」とある。『宋刑統』戸婚律、義絶離之条に「義絶を犯す者は之れを離す。違う者は徒一年。」と定められている。夫が義絶を犯し

たので、夫妻は離婚しなければならず、離婚した元の妻が元の夫に縁坐するのは不当である、と刑曹が駁したのである。

この話に呉訥は次のような按語を附している。

【和訳】

謹んで考えますと、『大明律』（刑律、人命、殺一家三人条）に「一家の、死罪に非ざる三人を殺す者は凌遲処死。妻子は流二千里。」と定められており、この罪は「十惡」の「不道」の条（名例律）に含まれています。今、この、寿州の人が妻の父母兄弟数口を殺した話を読みますと、刑曹が、犯人とその妻とは義絶したのであるから、犯人の妻を縁坐させるべきではない、と駁しています。私が思いますに、本犯は自ら不道の罪を犯し、妻の父母兄弟を殺しましたので、その妻とは実に義絶したのであって、法理では妻を縁坐させることはできません。しかし、律には、義絶した妻を縁坐させることはできない、という明文がありませんので、裁判官は、このような事件に出会ったときもまた、義絶の法を適用することを奏請するべきです。

【原文】

謹按、大明律云、殺一家非死罪三人者、凌遲処死。妻子流二千里。入十惡不道之条。今觀所載、寿州人殺妻之父母兄弟数口、刑曹駁以義絶不当縁坐其妻。窃詳、本犯身為不道、殺妻父母兄弟。与其妻実已義絶、法難縁坐。然律無明文。所司遇此、亦当比擬奏請。

## 六 第五話「宗元守辜」

第五話「宗元守辜」は、桂万栄編『棠陰比事』の第二十一話に当たり、桂万栄が鄭克の『折獄龜鑑』から選り出した話であり、鄭克が『宋朝国史』の馬宗元伝から採録した話である。

### 【和訳】

龍図閣待制の馬宗元が若い時、父の麟が人を殴り、捕えられて、保辜の期限（期限内に被害者が死ぬと、鬪毆殺人罪を科される。）を待ちました。被害者が死んだので、県の裁判官は鬪毆殺人罪の死刑を科しました。馬宗元は、父が人を殴った時点から計算すると、被害者が死んだのは、保辜の期限を四刻（一日が百刻。一刻は約十四分。）過ぎた時点でしたので、州に訴えました。父の死罪がゆるされることができました。

鄭克が『折獄龜鑑』の中で、この話について次のように述べています。「思うに、保辜の期限は日で算えます。そして、百刻を一日と算えます。被害者が死んだのが保辜の期限を過ぎてからであれば、殴殺の罪には当たらず、殴傷の罪に当たります。四刻しか過ぎていなくても、保辜の期限を過ぎていることに変わりはありません。」

### 【原文】

待制馬宗元、少時、父麟、殴人、被繫、守辜。而傷者死。將抵法。宗元、推所毆時、在限外四刻。因訴于郡、得原父死（桂万栄編『棠陰比事』の諸本、『折獄龜鑑』卷四は皆「死」を「罪」に作る。）。鄭克云、按、辜限計日、而日

以百刻計之。死在限外、則不坐毆殺之罪、而坐毆傷之罪。雖止四刻、亦在限外。

「待制の馬宗元」とある。『続資治通鑑長編』卷一〇二、天聖二年（一〇二四）三月辛丑条に「皇太后、宰臣に諭して曰く、このごろ儒臣を扱ひ、上に侍して講読せしむ。深く開益有り。と。宰臣、因りて言う、工部郎中馬宗元、經に通じ、行義有り。入りて經筵に奉ぜしむ可し。と。辛丑、宗元に命じて龍図閣に直せしむ。宗元は單父（單州單父県。現在の山東省單県。）の人なり。」と記されている。また、『宋会要輯稿』食貨六一之五八、天聖五年（一〇二七）四月詔に「工部郎中・龍図閣待制馬宗元」の名が見える。

「人を殴り、繫せられ、守辜す。」とある。『宋刑統』鬪訟律、保辜条に「保辜する者は、手足もて人を毆傷するは十日を限り、他物を以て人を毆傷する者は二十日、刃を以て、及び湯火もて人を傷つくる者は三十日。支体を折跌し、及び骨を破る者は五十日。限内に死する者は、各々殺人に依りて論ず。其の、限外に在り、及び限内に在りと雖も、他故を以て死する者は、各々本毆傷法に依る。」と定められている。

「日は百刻を以て之れを計う。」とある。『宋刑統』名例律、称日年及衆謀条に「日と称する者は、百刻を以てす。」と定められている。

この話に呉訥は次のような按語を附している。

### 【和訳】

謹んで考えますと、『大明律』（刑律、鬪殴、保辜限期条）に「保辜するときは、犯人にもとめて被害者を医治させ

る。辜限内に、被害者が傷が原因で死んだ場合は皆、鬪毆殺人の法を適用する。辜限を過ぎて死んだ場合は、それぞれ本の毆傷の法を適用する。もし、折傷以上の害を加えて、辜限内に医治して平復したときは、それぞれ本の折傷の罪から二等を減ずる。辜限に至っても平復しなかったときは、それぞれ本の折傷の律をそのまま適用する。」と定められています。

また、唐律（鬪訟律、保辜条）を見ますと、「保辜は、限内に被害者が死んだときは、殺人の法を適用し、限外に死んだときは、本の毆傷の法を適用する。」と定められています。また、『元史』（卷一〇五）刑法志（鬪毆の項）を見ますと、「保辜は、限内に被害者が死んだときは、殺人の法を適用する。辜限外に死んだときは、杖一百。」と記されています。これは、つまり、元朝では律を制定していなかったもので、また我が聖朝でも律を制定する前は、どちらに於いても唐律を代用していたのです。故に我が朝の律文は、唐律をもとにして作られたものが多いのです。そして、この『大明律』の条文もまた、唐律をもとにして作られたものです。

私が以前、南京で、（都察院左副都御史として）刑部の罪囚を共同審理しました時、人を殴って、殴られた人が辜限を過ぎてから死んだ案件がありました。私が「もとの毆傷の法を適用すべきです。」と言いますと、ある人が「律の条文に、辜限に至っても平復しなかったときは全科する、と定められている。この罪囚は死刑に当たる。」と反論しました。私は言いました。「律が定めている、辜限に至っても平復しなかったときは全科する、という文言は、その前にある、折傷以上の害を加えて、辜限内に平復したときは、もとの折傷の罪から二等を減ずる、という規定を受けて立てられた文言です。つまり、辜限内に平復しても、残疾・廢疾・篤疾（身体障碍の三等級）になり、及び辜限に至っても平復しなかったときは、折傷の罪を全科する、という意味です。もし、辜限を過ぎてから死んだときは死

罪を全科する、という意味であれば、律条はどうして、傷が平復しないで死んだときは絞、と定めないで、むだにこの辜限を定めるでしょうか。」

後にこの罪囚は赦に会つて罪を免れることができました。けれども、その、ある人は終いまで私の意見に納得しませんでした。近頃、「宗元守辜」の話を読んで、思うところがありましたので、「宗元守辜」の話とともに私の経験をも記載しました。読んで下さる方もお考え下さい。

### 【原文】

謹按、大明律云、凡保辜者、責令犯人医治。辜限内皆須因傷死者、以鬪毆殺人論。其在辜限外死者、各従本毆傷法。若折傷以上、辜内医治平復者、各減二等。辜限満日、不平復者、各依律全科。又按、唐律云、保辜、限内死者、依殺人論。限外死者、依本毆傷法。又按、元史刑法志云、保辜、限内死者、依殺人論。辜限外死者、杖一百。此蓋元氏未嘗定律、及聖朝未定律之先、皆以唐律比擬。故我朝律文、多宗唐律、而此条亦本之也。

訥、曩在南京、会審刑部罪囚。有毆人辜限外死者。訥曰、当依本毆傷法。或曰、律云、辜限満、不平復者、全科。此当死。訥曰、所云限満不平復全科者、因上文折傷以上、限内平復減二等立文。蓋謂、辜内雖平復、而成殘廢篤疾、及限満不平復者、則全科折傷之罪。若曰辜限外死者、全科死罪、則律文〔《学海類編》所収《棠陰比事原編》及び《四庫全書》所収吳訥刪補《棠陰比事》は「文」を「又」に作る。〕何不云傷不平復而死者絞、及虚立此辜限乎。後此囚会赦得免。然或人終不以愚言為然也。近読宗元守辜事有感、因備載之。読者詳焉。

明律、刑律、鬪毆、保辜限期条の全文（本注は除く。）は次の通りである。

「凡保辜者、責令犯人医治。辜限内皆須因傷死者、以鬪毆殺人論。其在辜限外、及雖在辜限内、傷已平復、官司文案明白、別因他故死者、各從本毆傷法。若折傷以上、辜内医治平復者、各減二等。辜内雖平復、而成殘廢篤疾、及辜限満日、不平復者、各依律全科。手足及以他物毆傷人者、限二十日。以刃及湯火傷人者、限三十日。折跌肢体及破骨墮胎者、無問手足他物、皆限五十日。」

『元史』卷一〇五、刑法志、鬪毆の項を引いて、「保辜、限内死者、依殺人論。辜限外死者、杖一百。」と記している。この箇所は、『元史』刑法志の原文では、「諸保辜者、(中略)限内死者、各依殺人論。其在限外、(中略)死者、各依本毆傷法。(中略)諸毆傷人、辜限外死者、杖七十七。」となっている。「杖一百」の語は見られない。

## 七 第七十九話「虔儻鄧賢」

第七十九話「虔儻鄧賢」は、桂万栄編『棠陰比事』の第一〇〇話に当たり、桂万栄が鄭克の『折獄龜鑑』から選り出した話であり、鄭克が沈括の『夢溪筆談』の巻二十五、雜誌、及び尹洙撰『河南集』所収「韓公墓誌銘」から採録した話である。

### 【和訳】

沈括(第五節を参照。)の『夢溪筆談』に次のように記されています。「江南の人は訴訟を好む。『鄧思賢』と名づけられた一書があつて、虚偽の訴状を作成する方法を記したものである。始めに侮文(自分勝手な法律解釈)を教え、侮文がうまく行かないときは、欺き誣いて勝ちを取ることを教え、欺き誣いてもうまく行かないときは、相手の罪を

探り出して、相手を脅すことを教える。鄧思賢は人名である。始めてこの術を伝えたので、その書にその名がつけられたのである。村の学校で、しばしばこの術を生徒に教えている。」

韓琚（九八九〜一〇四〇）が虔州（江南西路に属する。治所は現在の江西省贛州市。）の通判（州の次官）であった時、被害を偽る訴状を提出する民がいました。悲憤して泣き叫び、信じることができるように見えました。韓琚は知州の代理を命じられ、虔州の風習を研究し、訴えの真偽を考察したので、韓琚を欺くことができずはいませんでした。民は皆、韓琚の判決は不当ではないと思えました。韓琚は魏公（韓琦。仁宗の時の宰相。英宗の時に魏国公に封じられた。）の兄です。転運使（路の監督官の一つ）で終わりました。

【原文】

沈括筆談云、江南人好訟。有一書、名鄧思賢者。作偽詞狀（桂万榮編『棠陰比事』の諸本、『折獄龜鑑』卷八、『夢溪筆談』卷二十五は皆、「作偽詞狀」を「訟牒」に作る。）法也。始教以侮文。侮文不可得、則欺誣以取之。欺誣不可得、則求其罪以規之。鄧思賢、人名也。始伝此術、遂名其書。村校中、往往授生徒。韓琚通判虔州。民有偽作冤狀、悲憤叫呼、似若可信。琚撰郡、究其風俗、考其枉直、莫之能欺。民皆以為不冤。琚、魏公之兄、終於転運使。（『学海類編』所収『棠陰比事原編』はこの後に「今、吉筠等府書肆、有刊行公理雜詞。民童時市而誦之。」の二十一字がある。）

「沈括の筆談云う、江南の人、訟を好む。」とある。『夢溪筆談』卷二十五、『折獄龜鑑』卷八は、「江南」ではなく「江西」となっている。「江西」は江南西路（現在の江西省と重なる区域）を指す。桂万榮編『棠陰比事』の諸本はす



べて「江南」になっている。

韓琚は、字は子温。大中祥符八年（一〇一五）の進士。康定元年（一〇四〇）、両浙転運使に任じられ、任地に赴く途中、五十一歳で歿した（尹洙撰『河南集』巻十六、故両浙転運使韓公墓誌銘）。

『学海類編』所収『棠陰比事原編』では、「終於転運使」の後に「今、吉・筠等の府の書肆、公理雜詞を刊行する有り。民童、時に市かいて之れを誦とよう。」という文がある。呉訥が編集したものと『祥刑要覽』に存在した、呉訥自身の文なのか、『棠陰比事原編』を偽作した者が附け加えた文なのか、わからない。宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構」（『全集』11所収、岩波書店、一九九二年。二〇九頁。初出は一九五四年。）は、この文について、「筠州は宋以来瑞州であるが、これが府と称せられるのは元以後のことであるから、右の文（この文を指す。佐立注。）は、明の呉訥が何か元代の書から引用して添加したものと思われる。」と述べている。「吉・筠等の府」の「吉」は、宋の江南西路吉州（治所は現在の江西省吉安市）、明の江西省吉安府（治所は宋の吉州と同じ。）であり、「筠」は宋の江南西路筠州（南宋の宝慶元年（一二二五）、瑞州に改められた。治所は現在の江西省高安県）、明の江西省瑞州府（治所は宋の筠州と同じ。）である。「公理雜詞」は、訴状で用いる効果的な文言を列挙した書である。

この話に呉訥は次のような按語を附している。

### 【和訳】

考えますに、虔州は今の贛州府です。沈括は熙寧年間（一〇六八―一〇七七）に知制誥に任じられました。今を去ること四百年です。人々の道徳心が日々薄くなり、悪がしこい民が虚偽の訴状を作って、人を陥れることがあちこち

で生じています。貧しく弱い者が権利を侵害されても告訴することができないこともどこでもあります。人から金銭を受け取って、不当に権利が侵害されているという虚偽の訴え内容を人のために捏造する、鄧思賢のような者もいます。『易経』の訟卦の象辞に「大人に見ゆるに利し。」とあります。訟える者が曲直を判断してもらうことを求めるときは、剛明中正の大人に会って、その訴えの正しさを判断してもらうのがよい、という意味です（程頤『易伝』訟）。『書経』康誥に「赤子を保するがごとくせよ。」とあります。赤子はまだ話すことができないが、父母たる者が誠心、求めるならば、赤子の心が欲するところを得ることができ、という意味です。今の、牧民を任されている者（地方長官を指す。）を、民は父母と呼びます。顕要の地位に居る者を、人は大人と呼びます。これらの者達は、その心を尽して、その名にふさわしくふるまって、上は聖天子の委任にそむかず、下は人民の仰望にそむかないことを思わないでよいでしょうか。

【原文】

按、虔州、今之贛州府也。沈括、熙寧中、任知制誥。去今四百年矣。世道曰漓、刁民偽為冤狀、以陷人者、在在有焉。貧弱有冤、無処訴告者、亦無地無焉。受人財、為人捏造冤苦詞情、若鄧思賢者、亦有之焉。易訟卦象曰、利見大人。言訟者求辨曲直、利見剛明中正之大人、以決其所訟也。康誥曰、如（『書経』康誥は「如」を「若」に作る。）保赤子。言赤子未能言、為父母者、誠心求之、則能得其心之所欲矣。今之任牧民者、民呼為父母。居顯要者、人呼為大人。其可不思其心、称其名、以上無負聖天子之委任、下無負斯民之仰望乎。

## 八 第八十話「孝肅杖吏」

第八十話「孝肅杖吏」は、桂万栄編『棠陰比事』の第九十一話に当たり、桂万栄が鄭克の『折獄龜鑑』から選び出した話であり、鄭克が沈括の『夢溪筆談』の卷二十二、謬誤から採録した話である。

### 【和訳】

包拯が開封府（北宋の首都。治所は現在の河南省開封市。）の知事であった時、脊杖刑に読み替えて執行される徒罪（徒三年は脊杖二十、徒二年半は脊杖十八、徒二年は脊杖十七、徒一年半は脊杖十五、徒一年は脊杖十三にそれぞれ読み替えて執行される。）を犯した者がいました。吏人が賄賂を受け取って、この者と約束して言いました。「今、知事の様子を見ますと、必ず私に命じてあなたを取り調べさせます。あなたはただ大声で叫んで弁解して下さい。私はあなたと罪を分けあって、それぞれ杖刑を受けることになるでしょう。」まもなく囚人を引き出して、取り調べがはじまりました。囚人は、吏人が言った通りにして、弁解して止みませんでした。吏人は大声で囚人をしかって、「ただ脊杖を受けて出て行け。」と言いました。包拯は、吏人が権勢を振るっていると思い、吏人を引っぱって臀杖十七（杖八十の読み替え）を加えました。そして、特別に囚人の罪を軽くして、吏人と同じ杖罪に当てました。包公は、このような方法で吏人の権勢をくじくことを知っていましたが、本当は吏人にだまされていることを知らなかったのです。

【原文】

包拯、知開封。有犯杖脊徒罪者（「犯杖脊徒罪者」を『夢溪筆談』卷二十二は「犯法当杖脊」に、『折獄龜鑑』卷五、及び青藜閣刊本『棠陰比事』は「犯法罪当杖脊」に、宋刊本系統本『棠陰比事』は「犯徒者」に作る。）。吏受財与之約曰、今見尹、須使我責状。汝但號呼自辯。我当与汝分罪、各受杖決。既而引責、囚如吏言、分辨不已。吏人（『夢溪筆談』『折獄龜鑑』、桂万榮編『棠陰比事』諸本、皆「人」字なし。『字海類編』所収『棠陰比事原編』及び『四庫全書』所収『棠陰比事』は「人」を「入」に作る。）大声訶之曰、但受脊杖出去。拯謂其招權、摔吏杖之（『折獄龜鑑』及び青藜閣刊本『棠陰比事』は「杖之」の後に「十七」二字がある。『夢溪筆談』は「杖之」の後に「七十」二字があるが、「七十」は「十七」の誤り。）。特寬囚罪、亦令從杖。公知以此折吏勢、不知乃為所売也。

「包拯、開封に知たり。」とある。包拯は、字は希仁。嘉祐元年（一〇五六）十二月に権知開封府に任じられ、同三年（一〇五八）六月に権御史中丞に転任した（『統資治通鑑長編』卷一八四・一八七）。嘉祐七年（一〇六二）に六十四歳で歿した。孝肅と諡された。『宋史』卷三二六に伝がある。

この話に呉訥は次のような按語を附している。

【和訳】

考えますに、元朝の魯齋許文正公（許衡）が世祖に奏呈した「防欺」という文が、この話を記載し、かつ、「包拯は剛直で厳正であったのに、それでも吏人にだまされた。思うに、上にいる者は、下を知ることが難しく、だまされ

ないことを欲しても、それは難しいのである。」と述べています。

今、調べますと、包拯は、進士に合格して、大理評事に除され、建昌・天長の二県の知事となり（建昌県は現在の江西省永修県の北西、天長県は現在の安徽省天長県）、監察御史を授けられ、三司判官を歴て、工部員外郎・直集賢院に転じ、端・瀛・揚・廬・池の五州の知事を歴任し（端州の治所は現在の広東省肇慶市、瀛州の治所は現在の河北省河間県、揚州の治所は現在の江蘇省揚州市、廬州の治所は現在の安徽省合肥市、池州の治所は現在の安徽省貴池県）、四たび京東・陝西・河北の転運使となり（河北転運使と河北都転運使とに任じられた）、三司副使に転任し、天章閣待制・知諫院に除され、龍図閣直学士に昇り、江寧府の知事となり（江寧府の治所は現在の江蘇省南京市）、江寧から召されて京尹（開封府の知事）を授けられました。経験が深くなかったわけではありません。声望が重くなかったわけではありません。才能が高くなかったわけではありません。にもかかわらず、吏人にだまされたこと、このような有り様でした。ましてや、古の道徳を学んで、初めて官僚となった読書人はもっとだまされやすいです。桂氏はこの話を篇の途中に載せました。それに対して、私がこの話を特に選び取って、篇の締め括りとしたのは、つまり、読者に戒めを知らせたいからなのです。ああ。

### 【原文】

按、元魯齋許文正公告世祖防欺之要、備載是事、且曰、孝肅剛嚴峭直、而卒為吏所売。蓋在上者、難於知下。欲其不見欺也難矣。今考、孝肅繇進士除大理評事、出知建昌天長二県、拜監察御史、歴三司判官、改工部員外直集賢院、出知端瀛揚廬池五州、四為京東陝西河北転運使、遷三司副使、天章閣待制知諫院、陞龍図閣直学士、知江寧府、繇江寧召拜京尹。歴練不為不深、声望不為不重、資稟不為不高。然為吏人所売如此。況初学古入官之士乎。桂氏載於篇中。

而愚特取以終編者、蓋欲読〔讀〕はもと「賣」に作る。『学海類編』所収『棠陰比事原編』及び『四庫全書』所収『棠陰比事』に従つて改めた。者知所警也。噫。

「元の魯齋許文正公の、世祖に告ぐる防欺の要、是の事を備載し、且つ曰く、孝肅は剛嚴峭直なれども、卒に吏の売るところと為る。蓋し上に在る者は下を知るに難く、其の欺かれざらんことを欲するも難きなり。」とある。

「元の魯齋許文正公」は許衡（一二〇九～一二八一）である。許衡は、字は仲平。魯齋と号し、文正と諡された。『元史』卷一五八に伝がある。至元二年（一二六五）、世祖が許衡を京師に召し、中書省で事を議らせた。翌年、許衡は「時務五事」を世祖に奏呈した。「世祖に告ぐる防欺の要」は、この「時務五事」の「為君難、三」の「防欺」を指す。

「時務五事」は『元文類』卷十三、『魯齋遺書』卷七に収められている。『元文類』（『四庫全書』所収）卷十三、奏議、許衡「時務五事」（原注。至元三年）為君難三、防欺に「上に在るの人、下を知るに難し。しかれども下に在るの人は上を知るに易し。其の勢、然らしむるなり。知り難きの地に処<sup>お</sup>りて、知り難きの人を御す。其の欺かれざらんことを欲するも、蓋し難きなり。昔、包孝肅、剛嚴峭直にして、号して明察と為す。編民有り、法を犯して杖脊に当たる。（中略）乃ち売る所と為るを知らず。卒に素約の如し。」と記されている。「号して明察と為す」から「卒に素約の如し」までは『夢溪筆談』からの引用である。

「今、考うるに、孝肅は、進士<sup>よ</sup>繇<sup>り</sup>大理評事に除せられ、（中略）江寧繇<sup>り</sup>召されて京尹を拜す。」とある。ここに記されている、包拯が京尹（権知開封府）に任じられるまでの官歴は、『宋史』包拯伝に拠つたものである。